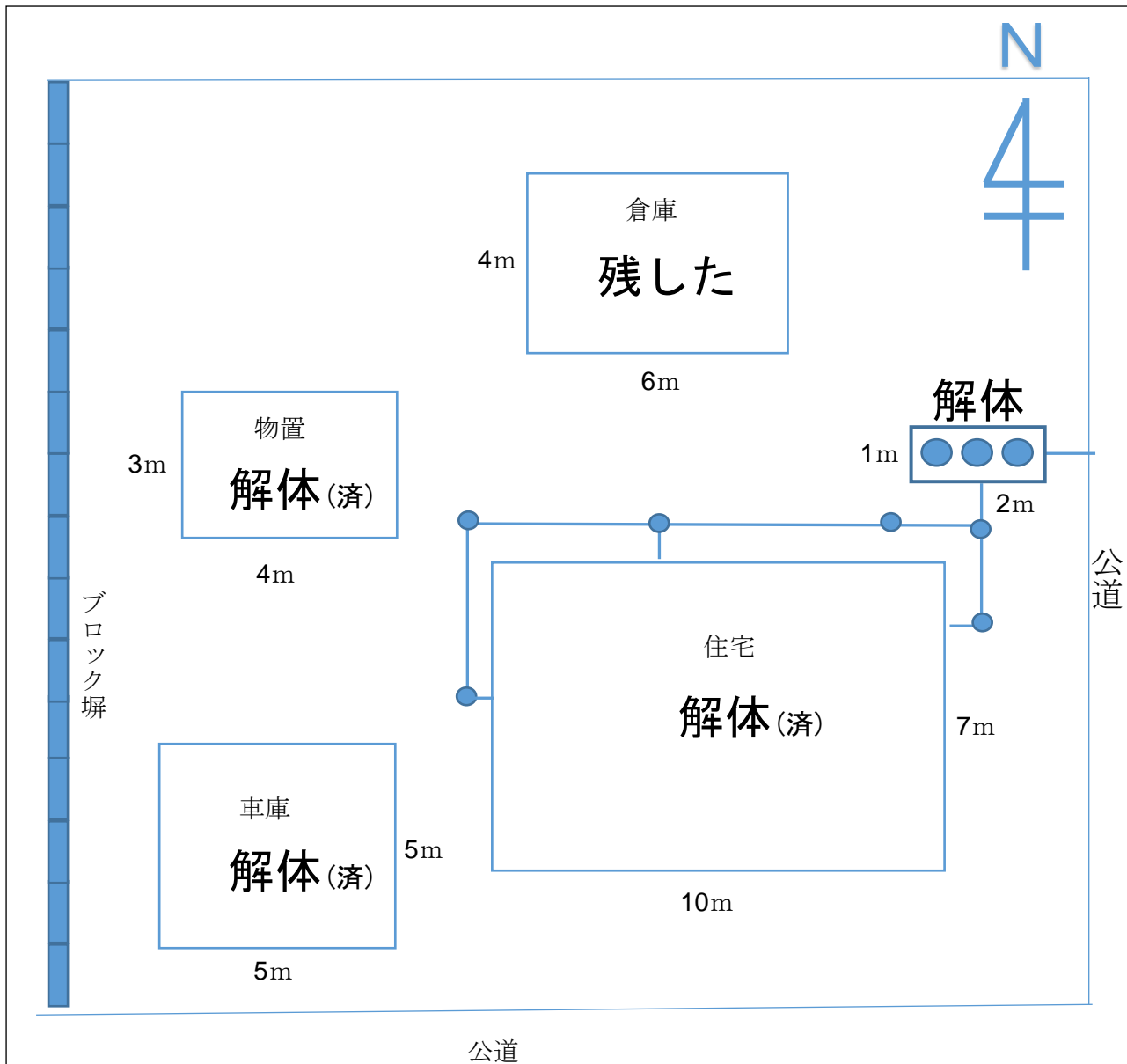


記入例

【建物配置図】（自費解体）

※ 敷地内の家屋を上から見たときの配置及び概ねの形状を記載してください。解体、処分及び撤去した家屋等には【解体】、解体しなかった家屋等には【残した】と明示してください。

（形状、寸法及び浄化槽や下水マス等の位置を、わかる範囲で記入してください。）



※ブロック塀・よう壁等は、工事支障のため撤去の必要がある場合や倒壊のおそれがある場合以外は、原則として撤去・解体できません。
※被災家屋の建物全体を解体するものが対象で、建物の一部を解体する場合（リフォームなど）は対象外です。
※未登記の物件や150cm未満の部屋は、写真だけでなく、床面積を図った書類や図面（手書き不可・測量士の証明）で確認できなければ、登記の面積となります。